

目次

四国運輸局編

《法令の改正（施行日）》

◎車 両 法：令和7年6月1日
法律第68号まで

◎施行規則：令和7年4月1日
国土交通省令第67号まで

◎点検基準：令和5年12月21日
国土交通省令第86号まで

◎審査規程：令和7年1月31日
第62次改正まで

■ 本書の使い方	2
■ 略語について	3
■ 最近の主な改正概要	4

第1章 車両法

1 目的・用語・自動車の種別	7
2 自動車の登録制度	10
3 自動車の保安基準	16
4 自動車の点検整備制度	19
5 自動車の検査制度	24
6 整備工場の認証制度	38
7 指定制度（工場関係）	55
8 指定制度（検査員関係）	66
9 指定制度（保安基準適合証関係）	69
10 指定制度（記録簿・罰則・変更届）	90

第2章 保安基準

1 自動車の構造関係	99
2 自動車の装置一般	109
3 自動車の車体関係	116
4 自動車の室内関係	125
5 自動車の騒音・排ガス関係	139
6 自動車の灯火関係	141
7 警音器・後写鏡・速度計 他	160
8 テスタ等による機能維持確認	171

第3章 計算問題

1 ブレーキ制動力	187
2 過去問題と解説	189

第4章 年度別試験問題

1 令和6年度 第1回問題	227
2 令和6年度 第2回問題	240
3 令和5年度 第1回問題	253
4 令和5年度 第2回問題	266
5 令和4年度 第1回問題	280
6 令和4年度 第2回問題	293

第5章 暗記ノート

1 車両法	306
2 保安基準	318
■ 巻末資料	330

本書の使い方

本書は、四国運輸局において令和2年度から令和6年度までに行われた5年間（合計10回分）の自動車検査員教習試験の内容をジャンル別にまとめたものです。

ジャンルは大きく次の5つに区分してあります。

- 第1章 車両法（10区分）
- 第2章 保安基準（8区分）
- 第3章 計算問題（4年：8回分）
- 第4章 年度別試験問題（3年：6回分）
- 第5章 暗記ノート（車両法・保安基準）

第1章と第2章については、過去の試験問題を更に細かく分類し、各項目ごとに「過去出題例」を先に掲載し、その後に問題の法的根拠となる「関係法令」を掲載しています。

過去の試験問題の出題パターンは次の3つに分類できます。

- ①○×式…設問が適切な場合は○、不適切な場合は×を記入する
- ②選択穴埋め式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を選択枠内から選んで記号で記入する
- ③単純穴埋め式…問題文の空白部分に当てはまる適切な字句を考えて文字又は数値で記入する

本書では、○×式はそのまま、穴埋め問題については全て単純穴埋め式としました。

第2章の、一部問題については「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」から出題されているため、小型特殊自動車等の文言が含まれていますが、「審査事務規程」において検査することのない当該自動車については記述がないことを申し添えます。

各問題文の最後には試験年度を記載してあります。[R6.1]であれば、令和6年度第1回の試験問題であることを示します。[R6.1/R2.1]の場合は、令和6年度第1回と令和2年度第1回に同じ問題が出題されていることを示します。

[R6.1改]など「改」と記載があるものは、試験実施後に法改正があった部分について、改正後の法令に合うように問題文を書き替えていることを示します。なお、本書は令和7年6月時点の法令を基準としています。

[R5.1編]など「編」と記載のあるものは、類似問題を編集部でまとめたことを示します。

関係法令については、原文のまま掲載すると分量が相当多くなるほか、そのままでは理解しにくいいため、編集部で一部、手を加えている部分もあります。また、保安基準については、「細目告示」と「審査事務規程」の2つの法令がありますが、本書では「審査事務規程」を取り上げています。

第3章では、「ブレーキ制動力」の計算問題について、計算式を示し、わかりやすく解説しています。

第4章の年度別試験問題は、令和6年度から過去3年（6回分）の問題を年度ごとにまとめてあります。「模範解答」には正解と、問題の法的根拠となっている法令名及び条項を記載しています。なお、計算問題の計算式と正解については第3章に掲載しているため省略しています。

第5章の「暗記ノート」は、四国運輸局の検査員教習試験を対象に、過去問題の中から出題頻度の高いものを抜粋し、暗記用としてまとめたものです。

保安基準・審査規程は、自動車の製作年月により適用規定が異なるなど、わかりにくい部分が多々あります。本書に併せて公論出版発行の「自動車検査ハンドブック令和7年版」や「自動車検査ハンドブックワイド令和7年版」（いずれも定価2,200円）、審査事務規程の原文については「保安基準と審査事務規程〔原文〕令和7年版」（定価3,000円）をご活用下さい。

令和7年6月 編集部

略語について

◎本書では、法令等の名称を次の略語により表記しています。

略語	法令、通達名
車両法	道路運送車両法
自賠法	自動車損害賠償保障法
施行令	道路運送車両法施行令
施行規則	道路運送車両法施行規則
指定規則	指定自動車整備事業規則
点検基準	自動車点検基準
保安基準	道路運送車両の保安基準
実施要領	自動車検査業務等実施要領について（依命通達）
審査規程	独立行政法人 自動車技術総合機構審査事務規程
整備事業の取扱い	自動車整備事業の取扱い及び指導要領について（依命通達）
特定整備事業の認証等の取扱方針	自動車特定整備事業の認証等の取扱方針について
電子制御装置整備の構内外注及び外注の取扱要領	電子制御装置整備に係る構内外注及び外注の取扱要領について
事業場管理責任者等の変更届の廃止	事業場管理責任者等の変更届の廃止について（依命通達）
保適の有効期間と自賠責保険の取扱い	保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間と自動車損害賠償責任保険の取扱いについて
保適の交付に関する社内規定	保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付に関する社内規程（作成例）（通達）
校正の取扱い	自動車検査用機械器具の校正及び校正の結果不適合となった場合の取扱いについて（通達）
自動車部品の取扱い	自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）
検査機器の取扱い	自動車検査用機械器具の構造と取扱（一般社団法人 日本自動車機械工具協会）
光吸収係数の測定方法	無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法
走行距離計表示値記載に係る取扱い	指定自動車整備事業における自動車検査証への走行距離計表示値記載に係る取扱いについて

最近の主な改正概要

※本書に収録のない改正も含む。

◆車両法◆

1. 罰則規定における用語変更〔令和4年6月17日及び令和5年11月10日交付・令和7年6月1日施行〕

車両法第8章の罰則において用いられている用語「懲役又は禁錮の刑」及び「懲役」について、「拘禁刑」に変更された。

◆施行規則◆

1. 特定整備の該当部品追加〔令和6年3月21日公布・同日施行〕

動力伝達装置のドライブ・シャフトを取り外して行う整備・改造について、特定整備における分解整備に該当するとされた。〔第3条第1項第2号〕

2. 自動車特定整備事業者の遵守事項追加・その1〔令和6年3月21日公布・同年10月1日施行〕

OBD 検査開始に伴い、いわゆる OBD 検査システムを使用する事業者は、次の事項を遵守することとされた。〔第62条の2の2第1項に条文追加〕

①安全性を確保するために必要な措置を講ずること。…セキュリティーやパスワードの管理を行うこと。〔第6号の3〕

②正確な情報を記録すること。…替え玉受検や敷地外での確認・検査等を行わないこと。〔第6号の4〕

3. 自動車特定整備事業者の遵守事項追加・その2〔令和6年4月30日公布・同年6月30日施行〕

工員数が5人以下である場合や自ら管理するウェブサイトの有していない場合を除き、点検・整備料金をウェブサイトに掲載することとされた。〔第62条の2の2第1項第1号〕

4. 2か月前から継続検査が可能〔令和6年6月25日公布・令和7年4月1日施行〕

年度末における混雑緩和のための措置として、離島以外であっても2か月前から継続検査を受けることが可能となった。〔第44条第1項〕

5. 第一種原動機付自転車の排気量拡大〔令和6年11月13日公布・同日施行〕

最高出力が4.0kW以下の二輪自動車については、総排気量0.125ℓ以下までが第一種原動機付自転車であるとした。〔第1条第2項〕

◆審査規程◆

◆第56次改正〔令和6年3月28日改正／令和6年4月1日施行〕

1. ガソリン・液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車の「令和6年排出ガス規制」開始

新型車については令和6年10月1日以降（継続生産車、排出ガス非認証車及び輸入自動車については令和9年10月1日以降）の製作車であって、定格出力19kW以上560kW未満のガソリン・液化石油ガス（LPG）を燃料とする大型特殊自動車には、新車時のCO及びNO_xの数値を強化した「令和6年排出ガス規制」が適用されることとなった。

2. 「車両後退通報装置」基準新設

国産の新型車については令和7年1月19日以降（その他は省略）に生産された次に掲げる自動車には、車両後退通報装置（通称バックアラーム）を備えなければならないこととなった。ただし、二輪自動車及び側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。

①車両総重量3.5tを超える乗車定員10人以上の乗用自動車

②車両総重量3.5tを超える貨物自動車

3. 「窓ガラスの透過率（可視光線透過率測定器）」測定条件変更

従来は、当該窓ガラスに着色フィルム等が装着等されたことにより、70%を下回る「おそれ」があると認められたときは、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測する、と規定されていた。改正により、フィルム類その他が装着等されていることが「確認されたとき」は、可視光線透過率測定器を用いて可視光線透過率を計測する、とされた。

◆第57次改正〔令和6年6月27日改正／令和6年8月1日施行〕

1. 前照灯検査の計測区分変更

平成10年8月31以前に製作された四輪以上の自動車（走行用前照灯対象車）は、次の3つの計測方法のうち、いずれかで合格すればよいこととなった。

- ①「走行用前照灯」の計測
- ②エルボー点の位置による「すれ違い用前照灯」又は「配光可変型前照灯」の計測
- ③最高光度点の位置による「すれ違い用前照灯」の計測

2. 制動力検査における「駐車ブレーキ」ロック時の取り扱い変更

電動パーキングブレーキ搭載車が増加していることに伴い、ブレーキテストを用いた制動力検査における駐車ブレーキ計測について、ブレーキテストのローラ上で駐車ブレーキを備える車軸の全ての車輪がロックし、それ以上の制動力を計測することが困難な場合には、その状態で必要な制動力を有しているものとみなされることとなった。

◆第59次改正〔令和6年9月20日改正／令和6年10月1日施行〕

1. 「車載式燃料・電力消費等測定装置」装備義務化

大型特殊自動車等を除く自動車に、車載式燃料・電力消費等測定装置を備えること、とされた。

2. 「車室外乗降支援灯」基準新設

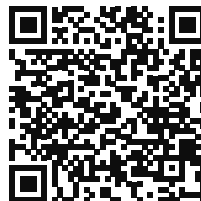
車室外乗降支援灯（通称ウェルカムライト）とは、乗員の乗降等を支援するための補助的照明として使用される灯火であると定義され、基準が7-96「その他の灯火等の制限」において定義された。

法令改正について：令和7年6月時点での法令に対応しています。従って、7月以降の法令改正については、御注意下さい。

訂正について：本書に訂正が生じた場合、弊社ホームページに訂正内容を掲載しています。お手数ですがそちらをご確認下さい。



「自動車検査員 問題と解説」シリーズの
訂正ページ⇒該当する局の訂正を確認



「自動車検査員 問題と解説」シリーズの案内
ページ⇒該当する局を選ぶ⇒訂正を確認

1. 目的・用語・自動車の種別

1. 車両法の目的	7
2. 用語の定義	8
3. 自動車の種別	9
4. 自動車の種別の内容	9

2. 自動車の登録制度

1. 登録の一般効力	10
2. 新規登録の申請	11
3. 自動車登録番号標の封印等	12
4. 変更登録	13
5. 自動車登録番号標の取付け・表示の義務	13
6. 車台番号の打刻	15
7. 打刻の塗まつ等の禁止	15

3. 自動車の保安基準

1. 保安基準	16
---------	----

4. 自動車の点検整備制度

1. 点検及び整備の義務	19
2. 日常点検整備	19
3. 定期点検整備	20
4. 点検整備記録簿	21
5. 整備命令	22
6. 点検及び整備に関する情報の提供	23

5. 自動車の検査制度

1. 自動車の検査及び自動車検査証	24
2. 自動車検査証の記載事項・記録事項	24
3. 新規検査	26
4. 自動車検査証の有効期間	27
5. 自動車検査証の有効期間(起算日)	28
6. 継続検査	29
7. 自動車検査証の備付け等	30
8. 自動車検査証記録事項の変更 及び構造等変更検査	31
9. 自動車検査証の返納等	33
10. 再交付	33
11. 予備検査	34
12. 限定自動車検査証	34
13. 自動車部品を装着した場合の取扱い	35

6. 整備工場の認証制度

1. 特定整備事業の種類	38
2. 特定整備事業の種類(対象とする自動車)	38
3. 認証基準	39
4. 特定整備の定義	43
5. 特定整備事業者の標識	46
6. 電子制御装置整備の外注	46
7. 特定整備事業者の変更届	47
8. 特定整備事業者の相続、合併及び分割	48
9. 整備主任者	48
10. 特定整備事業者の義務	49
11. 特定整備記録簿	50
12. 事業場の設備の維持等	51
13. 特定整備事業者の遵守事項	51
14. 特定整備事業者の事業の停止等	54

7. 指定制度(工場関係)

1. 指定整備事業の指定	55
2. 対象自動車の指定	56
3. 工員数、設備等の基準	57
4. 要員関係の基準	59
5. 作業場及び設備の基準	61
6. 自動車の検査の設備	62
7. 検査設備の共用	64
8. 設備の維持	64
9. 検査用機器の校正	64
10. 検査用機器の校正(不適合時の取扱い)	65

8. 指定制度(検査員関係)

1. 自動車検査員の選任と要件	66
2. 自動車検査員の兼任	67
3. 自動車検査員の研修	67
4. 自動車検査員の解任	68

9. 指定制度(保安基準適合証関係)

1. 指定事業者による保安基準適合証の交付	69
2. 指定事業者による点検の基準	71
3. 整備作業の一部の委託	71
4. 自動車検査員による証明	73
5. 自動車検査員による証明 (同一性の確認・中古新規検査)	74
6. 自動車検査員による検査	74
7. 自動車検査員の服務	77
8. 限定自動車検査証の交付を受けた 自動車の取扱い	78
9. 自動車検査員の作業区分	78
10. 保安基準適合証の有効期間	79
11. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い (中古新規検査)	80
12. 保安基準適合証を提出した場合の取扱い (継続検査)	81
13. 保安基準適合証の取扱い(記載方法)	81
14. 保安基準適合証の取扱い (走行距離計表示値の記載)	83
15. 適合標章の表示等	84
16. 保安基準適合証の取扱い(適合証綴等の保存)	85
17. 保安基準適合証の取扱い(不正使用の防止等)	86
18. 保安基準適合証の取扱い(再交付)	86
19. 保安基準適合証の取扱い(最終検査申請日)	87
20. 自賠責保険証明書の備付け	89
21. 自賠責保険の確認と 保安基準適合証の交付	89

10. 指定制度(記録簿・罰則・変更届)

1. 指定整備記録簿	90
2. 指定整備記録簿の記載要領(1)	92
3. 指定整備記録簿の記載要領(2)	93
4. 指定整備事業者の罰則の適用	93
5. 保安基準適合証の交付の停止	94
6. 指定事業者の変更届等	95
7. 標 識	95
8. 不正使用の禁止	96
9. 不正改造等の禁止	97

5 自動車の検査制度

1 自動車の検査及び自動車検査証

[過去出題例]

- ☐1. 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う（①）を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを（②）の用に供してはならない。[R2.2]
- ☐2. 自動車検査証は、車台番号、（①）の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項が記載され、かつ、これらの事項、有効期間その他国土交通省令で定める事項が電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録された（②）とする。[R5.1]

◎正解 1…①検査 / ②運行：2…①使用者 / ②カード

[関係法令]

◆車両法◆第58条（自動車の検査及び自動車検査証）

1. 自動車（国土交通省令〔施行規則第35条の2〕で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣（検査対象軽自動車は軽自動車検査協会）の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。
 ▷次に掲げるものが検査対象外軽自動車。
 ①二輪の軽自動車
 ②カタピラ及びそりを有する軽自動車
 ③二輪の軽自動車又は小型特殊自動車により牽引される軽自動車
2. 自動車検査証は、車台番号、使用者の氏名又は名称その他国土交通省令で定める事項が記載され、かつ、これらの事項、有効期間その他国土交通省令で定める事項（以下「自動車検査証記録事項」という。）が電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法により記録されたカードとする。

2 自動車検査証の記載事項・記録事項

[過去出題例]

- ☐1. 法第58条第2項前段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。[R6.2]
 (1) ～ (26) (略)
 (27) 貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が（①）t以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの（②）
 (28) ～ (29) (略)
- ☐2. 自動車検査証に記載すべき事項は、次のとおりとする。[R3.2/R2.2]
 (1) ～ (26) (略)
 (27) ①の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が（②）t以上のものにあつては、③の個数及びそれぞれの③の容量
 (28) ～ (29) (略)
- ☐3. 自動車検査証に記載すべき事項のうち、貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が5t以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量を記載しなければならない。[R4.1]

- ☑4. 自動車検査証に記載すべき事項のうち、貨物の運送の用に供する普通自動車であって車両総重量が7t以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量を記載しなければならない。[R3.1]
- ☑5. 法第58条第2項後段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。[R5.1]
- (1) 自動車検査証の有効期間の満了する日
 - (2) 使用者の(①)
 - (3) 所有者の氏名又は名称及び(①)(当該自動車の所有者が当該自動車に係る登録識別情報を保有していない場合に限る。)
 - (4) 使用の(②)
 - (5) 被牽引自動車(前条第1項第14号のイ及びロに掲げるものを除く。)にあつては、牽引自動車の(③)及び型式
 - (6)、(7) (略)

◎正解 1…①7/②容量：2…①貨物/②7/③燃料タンク：3…×：4…○：
5…①住所/②本拠の位置/③車名

[関係法令]

◆施行規則◆第35条の3（自動車検査証の記載事項）※一部抜粋

1. 法第58条第2項前段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 自動車登録番号(検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車にあつては、車両番号)
 - (2) 車両識別符号
 - (3) 自動車検査証の交付年月日
 - (4) 車名及び型式
 - (5) 普通自動車、小型自動車、検査対象軽自動車又は大型特殊自動車の別
 - (6) 長さ、幅及び高さ
 - (7) 車体の形状
 - (8) 原動機の型式
 - (9) 燃料の種類
 - (10) 原動機の総排気量又は定格出力
 - (11) 自家用又は事業用の別
 - (12) 用途
 - (16) 乗車定員又は最大積載量
 - (17) 車両重量及び車両総重量
 - (18) 空車状態における軸重
 - (27) 貨物の運送の用に供する普通自動車であつて車両総重量が7t以上のものにあつては、燃料タンクの個数及びそれぞれの燃料タンクの容量

◆施行規則◆第35条の4（自動車検査証の記録事項）※一部抜粋

1. 法第58条第2項後段に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 自動車検査証の有効期間の満了する日
 - (2) 使用者の住所
 - (3) 所有者の氏名又は名称及び住所(当該自動車の所有者が当該自動車に係る登録識別情報を保有していない場合に限る。)
 - (4) 使用の本拠の位置
 - (5) 被牽引自動車(前条第1項第14号のイ及びロに掲げるものを除く。)にあつては、牽引自動車の車名及び型式

四国運輸局施行の自動車検査員教習修了試問では、例年「教習実施年度の1月1日」を「自動車の製作年月日」とした問題が出題されています。従って、第2章において収録している過去問題については、実施年度に関わらずすべて「令和7年1月1日」を「自動車の製作年月日」として収録しています。

なお、特に注釈のない限り、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度が20km/h未満の自動車の基準（審査規程）については省略しています。

一部問題については「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」から出題されている場合があります。

1. 自動車の構造関係

1. 用語の定義	99
2. 不適切な補修等	101
3. 長さ、幅及び高さ	103
4. 最低地上高	104
5. 車両総重量・軸重・輪荷重	105
6. 安定性	107
7. 最小回転半径	108
8. 接地部及び接地圧	108

2. 自動車の装置一般

1. 原動機及び動力伝達装置	109
2. 速度抑制装置	109
3. 走行装置	110
4. 操縦装置	112
5. かじ取装置	112
6. 施錠装置	113
7. 制動装置	113
8. 緩衝装置	115
9. 燃料装置	116

3. 自動車の車体関係

1. 車枠及び車体（フェンダ／エア・スポイラ）	116
2. リヤ・オーバーハング	119
3. 車体表示	120
4. 巻込防止装置	120
5. 突入防止装置	121
6. 前部潜り込み防止装置	124

4. 自動車の室内関係

1. 乗車装置	125
2. 運転者席	125
3. 座席	127
4. 補助座席定員	128
5. 座席ベルト	128
6. 座席ベルト非装着時警報装置	130
7. 頭部後傾抑止装置（ヘッドレスト）	131
8. 通路	132
9. 乗降口	133
10. 非常口	133
11. 物品積載装置	134
12. 窓ガラス	135
13. 窓ガラス貼付物	136

5. 自動車の騒音・排ガス関係

1. 騒音防止装置（消音器）	139
2. 排気管	140

6. 自動車の灯火関係

1. 走行用前照灯	141
2. すれ違い用前照灯	142

3. 前部霧灯	144
4. 車幅灯	145
5. 昼間走行灯	146
6. 前部反射器	147
7. 側方灯／側方反射器	147
8. 番号灯	148
9. 尾灯	149
10. 後部霧灯	149
11. 後部反射器	150
12. 大型後部反射器	151
13. 再帰反射材	152
14. 制動灯	153
15. 補助制動灯	154
16. 後退灯	155
17. 方向指示器	156
18. 非常点滅表示灯	158
19. その他の灯火等の制限	158

7. 警音器・後写鏡・速度計 他

1. 警音器	160
2. 非常信号用具	160
3. 停止表示器材	161
4. 車線逸脱警報装置	161
5. 車両接近通報装置	162
6. 後写鏡	162
7. 直前及び側方の視界	164
8. 窓ふき器等	166
9. 速度計等	167
10. 消火器	167
11. 自動運行装置	168
12. 運行記録計	168
13. 緊急自動車	169
14. 道路維持作業用自動車	169
15. 自主防犯活動用自動車	169
16. 乗車定員	170

8. テスタ等による機能維持確認

1. かじ取車輪の整列状態 （サイドスリップ・テスタ）	171
2. 窓ガラスの透過率 （可視光線透過率測定器）	171
3. 近接排気騒音の大きさ（騒音計等）	172
4. 近接排気騒音の測定方法 （絶対値／相対値）	174
5. CO・HCの濃度（CO・HC テスタ）	177
6. 光吸収係数又は黒煙による汚染度 （オパシメータ又は黒煙測定器）	179
7. 光吸収係数の測定方法	180
8. 前照灯の明るさ及び主光軸の向き （前照灯試験機）	182
9. 警音器の音の大きさ（騒音計等）	185
10. 速度計の指度の誤差（速度計試験機）	186

1 自動車の構造関係

1 用語の定義

[過去出題例]

- ☑1. アイポイントとは、運転者が運転者席に着座した状態における運転者の（ ）の位置をいう。
[R6.2]
- ☑2. エルボー点とは、カットオフライン上における当該すれ違い用ビームの照射部分の（①）又はその近傍にある最大の（②）をいう。[R6.2]
- ☑3. 大型貨物自動車等とは、車両総重量が（①）t以上又は最大積載量が（②）t以上の普通自動車（セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員（③）人以上の自動車及びその形状が乗車定員（③）人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）をいう。[R6.2]
- ☑4. カットオフラインとは、すれ違い状態の照射方向を調節する際に用いる光の（①）と（②）を分ける線のことをいう。[R6.1]
- ☑5. カットオフラインとは、すれ違い状態の前照灯の照射方向を調節する際に用いる光の明部と暗部を分ける線のことをいう。[R5.2]
- ☑6. 空車状態とは、道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。[R6.1]
- ☑7. 原動機用蓄電池とは、駆動に係る電力を供給するための電氣的に接続された電力貯蔵体及びその集合体をいい、作動電圧が直流（①）Vを超え、1500V以下又は交流（②）V（実効値）を超え、1000V（実効値）以下のものに限る。[R5.2]
- ☑8. 小人定員とは、（ ）才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。[R5.2]
- ☑9. 普通乗用自動車の前方エアバッグの警告灯が原動機の作動中において継続して点灯していたが、原因が分からないので保安基準適合と判断した。[R6.2]
- ☑10. 積車状態とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。[R6.2]
- ☑11. 「積車状態」とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員1人の重量は（ ）kgとし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとす。[R6.1]
- ☑12. 「積車状態」とは、空車状態の自動車に運転者1名が乗車した状態である。[R2.1]
- ☑13. 連鎖式点灯とは、一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む。）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。
[R5.1]
- (1) 各光源は、その点灯後、全ての光源が（①）するまで点灯し続けるものであること。
- (2) 全ての光源は、同時に（②）するものであること。
- (3) 光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の最内縁から最外縁に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。
- (4) 各光源は、（③）方向に反復して変化しないものであること。

(5) 方向指示器（(3)において照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものに限る。）の照明部に外接する長方形は、その長辺がH面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は1.7以上であること。

- ☑ 14. 四輪の普通乗用自動車の後面方向指示器を確認したところ、連鎖式点灯をする方向指示器であった。当該灯火器を審査した際に、全ての光源が同時に消灯するものでなかったため保安基準不適合と判断した。[R5.1]
- ☑ 15. 自動車の後面方向指示器を確認したところ、連鎖式点灯をする方向指示器であった。一つの灯室内に複数の光源を有しており、光源の一連の点灯が観測方向からの見かけの照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものであったため、保安基準適合と判断した。[R5.2]
- ☑ 16. OBD 検査とは、目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、整備用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査することをいう。[R6.2]

◎正解 1…目：2…①中心／②屈曲点：3…①8／②5／③11：4…①明部／②暗部（順不同）：
5…○：6…○：7…①60／②30：8…12：9…×：10…○：11…55：12…×：
13…①点灯／②消灯／③垂直：14…○：15…○：16…×（整備用⇒検査用）

[関係法令]

◆審査規程◆1-3 用語の定義（抜粋）

用語の定義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

分類	用語	内容
あ	アイポイント	運転者が運転者席に着座した状態における運転者の目の位置をいう。
え	エルボー点	カットオフライン上における当該すれ違い用ビームの照射部分の中心又はその近傍にある最大の屈曲点をいう。
お	大型貨物自動車等	車両総重量が8t以上又は最大積載量が5t以上の普通自動車をいう。 ▷セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。
か	カットオフライン	すれ違い状態の照射方向を調節する際に用いる光の明部と暗部を分ける線のことをいう。
く	空車状態	道路運送車両が、原動機及び燃料装置に燃料、潤滑油、冷却水等の全量を搭載し及び当該車両の目的とする用途に必要な固定的な設備を設ける等運行に必要な装備をした状態をいう。[以下略] ▷空車状態の自動車の重量を「車両重量」という。
け	原動機用蓄電池	駆動に係る電力を供給するための電氣的に接続された電力貯蔵体及びその集合体をいい、作動電圧が直流60Vを超え1,500V以下又は交流30V（実効値）を超え1,000V（実効値）以下のものに限る。
し	しょうにんていいん 小人定員	12才未満の小児又は幼児の乗車定員をいう。
	審査時車両状態	①（略） ② 原動機の作動中において、運転者が運転者席に着席した状態で容易に識別できる位置に備える次に掲げるテルテールの識別表示が継続して点灯又は点滅していない状態であること。なお、原動機始動時の自己診断のために点灯又は点滅していることが明確なものは、「継続して点灯又は点滅」には該当しない。

せ	積車状態	空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、最大積載量の物品が積載された状態をいう。この場合において乗車定員 1 人の重量は 55kg とし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとする。
れ	連鎖式点灯	一つの灯室内に複数の光源を有し、かつ、次に掲げる全ての要件を満たす方向指示器（自動車の前部又は後部に備えるものに限る。また、当該方向指示器と兼用する非常点滅表示灯を含む。）又は補助方向指示器の場合に、それらの光源が連鎖的に点灯することをいう。 ①各光源は、その点灯後、全ての光源が点灯するまで点灯し続けるものであること。 ②全ての光源は、同時に消灯するものであること。 ③光源の一連の点灯は、観測方向からの見かけの照明部の最内縁から最外縁に向かって又は中心から放射状に広がって均一的かつ連続的に点灯するものであること。 ④各光源は、垂直方向に反復して変化しないものであること。 ⑤方向指示器（③において照明部の最内縁から最外縁に向かって点灯するものに限る。）の照明部に外接する長方形は、その長辺がH面に平行であるものとし、その長方形の長辺と短辺の比は 1.7 以上であること。
O	OBD 検査	目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャンツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査することをいう。（OBD：On-Board Diagnostics）

2 不適切な補修等

[過去出題例]

[装置又は部品の取付け・補修]

- ☒ 1. 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）で制動灯が取付けられていたので、保安基準不適合と判断した。[R3.2改/R3.1改]
- ☒ 2. 粘着テープ類（自動車部品の補修を目的として設計・制作されたものを除く。）で制動灯が脱落しないように止められていたので、保安基準適合と判断した。[R2.2]
- ☒ 3. 後部反射器が外れかかっていたので、段ボール箱梱包用のガムテープで補強し、保安基準適合と判断した。[R6.1]

[車体又は装置への表示]

- ☒ 4. 小型貨物自動車の最大積載量の車体表示が、貼り付けられたガムテープに記入されていたので、不適切な補修等に該当するため保安基準不適合と判断した。[R5.1]
- ☒ 5. 乗車定員 11 人の専ら幼稚園の幼児の運送を目的とする自動車について、幼児の運送を目的とする自動車である旨の表示がマグネットにより取付けられており、手で容易に取り外すことができるものであったため、保安基準不適合と判断した。[R4.1]

[確認方法]

- ☒ 6. 灯火器、審査事務規程 7－107（8－107）の直前及び側方の視界に係る鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準不適合と判断する。[R4.2]

◎正解 1…○：2…×：3…×：4…○：5…×：6…○

1. ブレーキ制動力

1. 制動力の単位	187
2. 制動力の判定基準値	188

2. 過去問題と解説

1. 令和6年度 第1回 問題	189
2. 令和6年度 第2回 問題	194
3. 令和5年度 第1回 問題	199
4. 令和5年度 第2回 問題	204
5. 令和4年度 第1回 問題	208
6. 令和4年度 第2回 問題	213
7. 令和3年度 第1回 問題	217
8. 令和3年度 第2回 問題	222

1 ブレーキ制動力

1 制動力の単位

制動力の計量単位には「N」と「kgf」がある。1 kgfは、1 kgの重量に作用する重力の大きさである。これに対し1 Nは、1 kgの質量をもつ物体に1 m/s²の加速度を生じさせる力である。地球の重力加速度は約9.8m/s²であることから、Nとkgfは、「1 kgf = 1 kg × 9.8m/s² = 9.8N」という関係にある。

保安基準（審査事務規程）では、制動力の基準値を計量単位（Nまたはkgf）により別々に規定している。

ブレーキ・テストの計量単位が「N」の場合、制動力の基準値は「N/kg」を適用する。例えば基準値が「4.90N/kg以上」の場合、1 kgの荷重に対して4.90N以上の制動力が必要である、ということになる。荷重を1,000kgとすれば、制動力は4,900N以上必要である。

1 kgの荷重に作用する重力は9.8Nであることから、制動力の基準値の「4.90N」は重力のちょうど半分ということになる。これに対し、ブレーキ・テストの計量単位が「kgf」の場合、制動力の基準値は「%」を適用する。例えば基準値が「50%以上」の場合、1,000kgの荷重に対して500kgf以上の制動力が必要ということになる。

500kgf = 500kg × 9.8m/s² = 4,900Nであることから、kgf単位の「50%以上」とN単位の「4.90N/kg以上」は同じ基準を表していることになる。

- 「N」を選択する場合⇒「4.90N/kg以上」、「3.92N/kg以上（降雨時）」、「0.98N/kg以上」、「0.78N/kg以下」、「1.96N/kg以上」
- 「kgf」を選択する場合⇒「50%以上」、「40%以上（降雨時）」、「10%以上」、「8%以下」、「20%以上」

◎問題を解くにあたっては、①ブレーキ・テストの状態（乾いている・濡れている）、②計算値の末尾の処理方法などに注意する。

[計算値の末尾の処理方法]

単位	左右差	制動力の和
N	小数点第3位以下を切り上げ	小数点第3位以下を切り捨て
	小数点第2位まで	
kgf	小数点第2位以下を切り上げ	小数点第2位以下を切り捨て
	小数点第1位まで	

2 過去問題と解説

1 令和6年度 第1回 問題

◎下記自動車検査証の自動車について、審査時車両状態でブレーキ・テストを用いて主制動装置及び駐車ブレーキの制動力を計測した結果、(表1)のとおりであった。次の条件において保安基準に照らし、1～5の間に答えなさい。なお、制動力の計算にあたっては、N（ニュートン）又はkgfのどちらの単位を用いてもよいものとする。

- [条件]
- 審査時車両状態における自動車の各軸重を計測することが困難であった。
 - 制動力計測時、ブレーキ・テストのローラは、乾いた状態であった。
 - 制動力計測時、自動車の全車輪ともロックしなかった。

(自動車検査証)

自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	
普通	乗用	自家用	ステーションワゴン	
乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量
5人	—		1960kg	2235kg
	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
車両重量	1040kg	— kg	— kg	920kg
			型式指定番号	類別区分番号

(表1)

制動力				
主制動装置	前軸	右	3185N	325kgf (kg)
		左	3920N	400kgf (kg)
	後軸	右	980N	100kgf (kg)
		左	1715N	175kgf (kg)
駐車ブレーキ		右	1960N	200kgf (kg)
		左	2450N	250kgf (kg)

☒1. 主制動装置の制動力の総和について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いた N/kg 又は % のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。
 (答を N/kg で求める場合は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求めなさい。)
 (答を % で求める場合は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 _____ 計算値 _____ N/kg・% _____ 適 ・ 否 _____

☒2. 後車輪にかかわる主制動装置の制動力の和について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いた N/kg 又は % のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。
 (答を N/kg で求める場合は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求めなさい。)
 (答を % で求める場合は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 _____ 計算値 _____ N/kg・% _____ 適 ・ 否 _____

☒3. 前車輪にかかわる主制動装置の制動力の左右差について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いた N/kg 又は % のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。
 (答を N/kg で求める場合は小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位まで求めなさい。)
 (答を % で求める場合は小数点第2位以下を切り上げ、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 _____ 計算値 _____ N/kg・% _____ 適 ・ 否 _____

☒4. 後車輪にかかわる主制動装置の制動力の左右差について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いた N/kg 又は % のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。
 (答を N/kg で求める場合は小数点第3位以下を切り上げ、小数点第2位まで求めなさい。)
 (答を % で求める場合は小数点第2位以下を切り上げ、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 _____ 計算値 _____ N/kg・% _____ 適 ・ 否 _____

☒5. 駐車ブレーキの制動力の総和について、保安基準の適合性を判定し、適否の結果に○をつけなさい。また、その判定に用いた N/kg 又は % のいずれかの計算式及び計算値を記入しなさい。なお、計算値については、計算に用いた単位の欄に記入すること。
 (答を N/kg で求める場合は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位まで求めなさい。)
 (答を % で求める場合は小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで求めなさい。)

計算式 _____ 計算値 _____ N/kg・% _____ 適 ・ 否 _____

R6.1

【Nを用いた場合】

1. 主制動装置の制動力の総和

①制動力の総和は表1より、次のとおりである。

$$\begin{aligned}\text{制動力の総和} &= \text{主制動装置（前軸右+左）} + \text{（後軸右+左）} \\ &= 3185\text{N} + 3920\text{N} + 980\text{N} + 1715\text{N} = 9800\text{N}\end{aligned}$$

②審査時車両状態における自動車の重量は検査証及び審査時車両状態の定義（注①）より、次のとおりである。

$$\begin{aligned}\text{審査時車両状態における自動車の重量} &= \text{車両重量（前前軸重+後後軸重）} + 55\text{kg} \\ &= 1040\text{kg} + 920\text{kg} + 55\text{kg} = 2015\text{kg}\end{aligned}$$

③以上の結果、主制動装置の制動力の総和は次のとおりとなる。

$$1 = \frac{\text{制動力の総和}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} = \frac{9800\text{N}}{2015\text{kg}} = 4.863\cdots\text{N/kg}$$

④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り捨てる。小数点第3位以下はこの場合「3…」である。これを切り捨てると、答えは「4.86N/kg」となる。

判定基準値は、ブレーキ・テストのローラが乾いた状態であることから「4.90N/kg以上」が適用される。計算値は「4.86N/kg」であることから、適否の判定は「否」となる。

2. 後車輪にかかわる主制動装置の制動力の和

①後軸の制動力の和は表1より、次のとおりである。

$$\text{後軸制動力} = \text{主制動装置（後軸右+左）} = 980\text{N} + 1715\text{N} = 2695\text{N}$$

②審査時車両状態における後軸重は検査証より、920kgである。

③以上の結果、後車輪にかかわる主制動装置の制動力の和は次のとおりとなる。

$$2 = \frac{\text{後軸の制動力の和}}{\text{審査時車両状態における自動車の後軸重}} = \frac{2695\text{N}}{920\text{kg}} = 2.929\cdots\text{N/kg}$$

④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り捨てる。小数点第3位以下はこの場合「9…」である。これを切り捨てると、答えは「2.92N/kg」となる。

判定基準値は「0.98N/kg以上」であり、計算値は「2.92N/kg」であることから、適否の判定は「適」となる。

3. 前車輪にかかわる主制動装置の制動力の左右差

①制動力の前輪左右差は、表1より、次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

$$\text{制動力の前輪左右差} = \text{主制動装置（前軸左-右）} = 3920\text{N} - 3185\text{N} = 735\text{N}$$

②審査時車両状態における前軸重は、検査証及び審査時車両状態の定義（注①）より、次のとおりである。

$$\text{審査時車両状態における前軸重} = \text{車両重量（前前軸重）} + 55\text{kg} = 1040\text{kg} + 55\text{kg} = 1095\text{kg}$$

③以上の結果、前車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差は、次のとおりとなる。

$$3 = \frac{\text{制動力の前輪左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} = \frac{735\text{N}}{1095\text{kg}} = 0.671\cdots\text{N/kg}$$

④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り上げる。小数点第3位以下はこの場合「1…」である。これを切り上げると、答えは「0.68N/kg」となる。

判定基準値は「0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.68N/kg」であることから、適否の判定は「適」となる。

4. 後車輪にかかわる主制動装置の制動力の左右差

①制動力の後輪左右差は、表1より、次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

制動力の後輪左右差＝主制動装置（後軸左－右）＝1715N－980N＝735N

②審査時車両状態における後軸重は、検査証より、920kgである。

③以上の結果、後車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差は、次のとおりとなる。

$$4 = \frac{\text{制動力の後輪左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} = \frac{735\text{N}}{920\text{kg}} = 0.798\cdots\text{N/kg}$$

④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り上げる。小数点第3位以下はこの場合「8…」である。これを切り上げると、答えは「0.80N/kg」となる。

判定基準値は「0.78N/kg以下」であり、計算値は「0.80N/kg」であることから、適否の判定は「否」となる。

5. 駐車ブレーキの制動力の総和

①駐車ブレーキの総和は表1より、次のとおりである。

駐車ブレーキの総和＝駐車ブレーキ（右＋左）＝1960N＋2450N＝4410N

②審査時車両状態における自動車の重量は1②より、2015kgである。

③以上の結果、駐車ブレーキの制動力の総和は次のとおりとなる。

$$5 = \frac{\text{駐車ブレーキの制動力の総和}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} = \frac{4410\text{N}}{2015\text{kg}} = 2.188\cdots\text{N/kg}$$

④設問の指示により、計算値の小数点第3位以下を切り捨てる。小数点第3位以下はこの場合「8…」である。これを切り捨てると、答えは「2.18N/kg」となる。

判定基準値は「1.96N/kg以上」であり、計算値は「2.18N/kg」であることから、適否の判定は「適」となる。

【kgfを用いた場合】

1. 主制動装置の制動力の総和（割合）

①制動力の総和は表1より、次のとおりである。

制動力の総和＝主制動装置（前軸右＋左）＋（後軸右＋左）

$$= 325\text{kg} + 400\text{kg} + 100\text{kg} + 175\text{kg} = 1000\text{kg}$$

②審査時車両状態における自動車の重量は検査証及び審査時車両状態の定義（注①）より、次のとおりである。

審査時車両状態における自動車の重量＝車両重量（前前軸重＋後後軸重）＋55kg

$$= 1040\text{kg} + 920\text{kg} + 55\text{kg} = 2015\text{kg}$$

③以上の結果、主制動装置の制動力の総和は次のとおりとなる。

$$1 = \frac{\text{制動力の総和}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} \times 100 = \frac{1000\text{kg}}{2015\text{kg}} \times 100 = 49.62\cdots\%$$

④設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り捨てる。小数点第2位以下はこの場合「2…」である。これを切り捨てると、答えは「49.6%」となる。

判定基準値は、ブレーキ・テストのローラが乾いた状態であることから「50%以上」が適用される。計算値は「49.6%」であることから、適否の判定は「否」となる。

2. 後車輪にかかわる主制動装置の制動力の和（割合）

- ①後軸の制動力の和は表1より、次のとおりである。

後軸制動力＝主制動装置（後軸右＋左）＝100kg＋175kg＝275kg

- ②審査時車両状態における後軸重は検査証より、920kgである。

- ③以上の結果、後車輪にかかわる主制動装置の制動力の和は次のとおりとなる。

$$2 = \frac{\text{後軸の制動力の和}}{\text{審査時車両状態における自動車の後軸重}} \times 100 = \frac{275\text{kg}}{920\text{kg}} \times 100 = 29.89\cdots\%$$

- ④設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り捨てる。小数点第2位以下はこの場合「9…」である。これを切り捨てると、答えは「29.8%」となる。

判定基準値は「10%以上」であり、計算値は「29.8%」であることから、適否の判定は「適」となる。

3. 前車輪にかかわる主制動装置の制動力の左右差（割合）

- ①制動力の前輪左右差は、表1より、次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

制動力の前輪左右差＝主制動装置（前軸左－右）＝400kg－325kg＝75kg

- ②審査時車両状態における前軸重は、検査証及び審査時車両状態の定義（注①）より、次のとおりである。

審査時車両状態における前軸重＝車両重量（前前軸重）＋55kg＝1040kg＋55kg＝1095kg

- ③以上の結果、前車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差は、次のとおりとなる。

$$3 = \frac{\text{制動力の前輪左右差}}{\text{審査時車両状態における前軸重}} \times 100 = \frac{75\text{kg}}{1095\text{kg}} \times 100 = 6.84\cdots\%$$

- ④設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り上げる。小数点第2位以下はこの場合「4…」である。これを切り上げると、答えは「6.9%」となる。

判定基準値は「8%以下」であり、計算値は「6.9%」であることから、適否の判定は「適」となる。

4. 後車輪にかかわる主制動装置の制動力の左右差（割合）

- ①制動力の後輪左右差は、表1より、次のとおりである。数値の大きい方から小さい方を引く。

制動力の後輪左右差＝主制動装置（後軸左－右）＝175kg－100kg＝75kg

- ②審査時車両状態における後軸重は、検査証より、920kgである。

- ③以上の結果、後車輪にかかわる主制動装置の左右の制動力の差は、次のとおりとなる。

$$4 = \frac{\text{制動力の後輪左右差}}{\text{審査時車両状態における後軸重}} \times 100 = \frac{75\text{kg}}{920\text{kg}} \times 100 = 8.15\cdots\%$$

- ④設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り上げる。小数点第2位以下はこの場合「5…」である。これを切り上げると、答えは「8.2%」となる。

判定基準値は「8%以下」であり、計算値は「8.2%」であることから、適否の判定は「否」となる。

5. 駐車ブレーキの制動力の総和（割合）

- ①駐車ブレーキの総和は表1より、次のとおりである。

駐車ブレーキの総和＝駐車ブレーキ（右＋左）＝200kg＋250kg＝450kg

- ②審査時車両状態における自動車の重量は1②より、2015kgである。

- ③以上の結果、駐車ブレーキの制動力の総和は次のとおりとなる。

$$5 = \frac{\text{駐車ブレーキの制動力の総和}}{\text{審査時車両状態における自動車の重量}} \times 100 = \frac{450\text{kg}}{2015\text{kg}} \times 100 = 22.33\cdots\%$$

- ④設問の指示により、計算値の小数点第2位以下を切り捨てる。小数点第2位以下はこの場合「3…」である。これを切り捨てると、答えは「22.3%」となる。

判定基準値は「20%以上」であり、計算値は「22.3%」であることから、適否の判定は「適」となる。

R6.1

四国運輸局施行の自動車検査員教習修了試問では、例年「教習実施年度の1月1日」を「自動車の製作年月日」とした問題が出題されています。従って、第4章において収録している過去問題については、実施年度に関わらず全て「令和7年1月1日」を「自動車の製作年月日（継続生産車）」として収録しています。

年度別試験問題

1. 令和6年度 第1回問題	227	4. 令和5年度 第2回問題	266
2. 令和6年度 第2回問題	240	5. 令和4年度 第1回問題	280
3. 令和5年度 第1回問題	253	6. 令和4年度 第2回問題	293

1 令和6年度 第1回問題

【1】次の各々に掲げる事項については、道路運送車両法（以下「法」という。）又は道路運送車両法施行規則（以下「施行規則」という。）の一部を抜粋したものです。（ア）～（ト）にあてはまる適切な字句を選択表から選び、その番号を記入しなさい。（同一の番号を何回使用してもよい。）

1. 【法第1条】（この法律の目的）

この法律は、道路運送車両に関し、所有権についての（ア）等を行い、並びに安全性の確保及び公害の防止その他の環境の保全並びに（イ）についての技術の向上を図り、併せて自動車の整備事業の健全な発達に資することにより、公共の福祉を増進することを目的とする。

2. 【法第3条】（自動車の種別）

この法律に規定する（ウ）自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び（エ）並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

3. 【法第41条第2項】（自動車の装置）

前項第20号の「自動運行装置」とは、プログラム（電子計算機（入出力装置を含む。この項及び第99条の3第1項第1号を除き、以下同じ。）に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により自動的に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び周囲の状況を検知するための（オ）並びに当該（オ）から送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置であって、当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件で使用される場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び（カ）に係る能力の全部を代替する機能を有し、かつ、当該機能の作動状態の確認に必要な情報を（キ）するための装置を備えるものをいう。

4. 【法第46条】（保安基準の原則）

第40条から第42条まで、第44条及び前条の規定による保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「保安基準」という。）は、道路運送車両の構造及び（ク）が運行に十分堪え、操縦その他の使用のための作業に安全であるとともに、（ケ）その他に危害を与えないことを確保するものでなければならない。かつ、これにより製作者又は使用者に対し、自動車の製作又は使用について不当な（コ）を課することとなるものであってはならない。

5. 【法第66条】（自動車検査証の備付け等）

自動車は、自動車検査証を備え付け、かつ、国土交通省令で定めるところにより（サ）を表示しなければ、運行の用に供してはならない。

2～4（略）

5（サ）は、当該自動車検査証がその効力を失ったとき、又は継続検査、臨時検査若しくは（シ）の結果、当該自動車検査証の返付を受けることができなかったときは、当該自動車に表示してはならない。

6. 【法第 69 条】（自動車検査証の返納等）

自動車の使用者は、当該自動車について次に掲げる事由があったときは、その事由があった日（当該事由が使用済自動車の解体である場合にあっては、解体報告記録がなされたことを知った日）から（ス）日以内に、当該自動車検査証を国土交通大臣に返納しなければならない。

（1）当該自動車が（セ）し、解体し（整備又は改造のために解体する場合を除く。）、又は自動車の用途を廃止したとき。

（2）～（4）（略）

7. 【施行規則第 8 条】（封印）

封印の取り付けは、自動車の後面に取りつけた自動車登録番号標の（ソ）の取り付け箇所に行うものとする。

2 封印には、（タ）の表示をしなければならない。

3 （略）

8. 【施行規則第 8 条の 2 第 1 項】（自動車登録番号標の表示）

法第 19 条の国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び後面であって、自動車登録番号標に記載された自動車登録番号の識別に支障が生じないものとして告示で定める位置とする。ただし、三輪自動車、（チ）又は国土交通大臣の指定する大型特殊自動車にあっては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

9. 【施行規則第 37 条の 3 第 1 項】（検査標章）

検査標章は、自動車の前面ガラスの（ツ）に前方から見易いように貼り付けることによって表示するものとする。ただし、運転者室又は前面ガラスのない自動車にあっては、自動車の後面に取りつけられた自動車登録番号標又は車両番号標の（テ）に見易いように貼り付けることによって表示するものとする。

10. 【施行規則第 39 条】（（ト）の提示）

継続検査、臨時検査又は（シ）を受けようとする者は、法第 62 条第 3 項、法第 63 条第 3 項又は法第 67 条第 4 項において準用する法第 59 条第 3 項の点検及び整備に関する記録の提示として、当該自動車に係る（ト）を提示しなければならない。

【1】選択表

1. 都道府県	2. 公証	3. 証明	4. 限定検査
5. 行動	6. センサー	7. 特定整備記録簿	8. 操作
9. 検査	10. 車体	11. 装置	12. 運転者
13. 滅失	14. 右上部	15. 構造等変更検査	16. 普通
17. 検査標章	18. 内側	19. 輸出	20. 左側
21. 罰則	22. 保安基準適合標章	23. 左上部	24. 運転支援装置
25. 大型	26. 形状	27. 外側	28. 右側
29. 被索引自動車	30. 構造	31. 整備	32. 制限
33. 運輸監理部又は運輸支局	34. 30	35. 表示	36. 記録
37. 15	38. 通行人	39. 二輪自動車	40. 点検整備記録簿

【2】次の各々に掲げる事項について、道路運送車両法（以下「法」という。）、関係法令又は通達等に照らし、適切なものには「○」を、適切でないものには「×」を記入しなさい。

1. 自動車特定整備事業者について相続があったときは、相続人は自動車特定整備事業者のこの法の規定による地位を承継するので、地方運輸局長に届け出る必要はない。
2. 指定自動車整備事業者は、事業場管理責任者を変更したときは、地方運輸局長にその旨を届け出る必要はない。
3. 自動車特定整備事業の種類は、大型自動車特定整備事業、普通自動車特定整備事業及び小型自動車特定整備事業である。
4. 自動車検査員が、当該検査に係る自動車の整備作業として、点火プラグの交換を行った。
5. 保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間は、法第94条の5第4項の交付をした日から15日間とする。
6. 指定整備記録簿の様式は、省令により自動車の区分に応じ6種類規定されている。
7. 整備主任者研修のうち法令研修を修了した自動車検査員にあっては、同年度の自動車検査員研修を受けた者として取り扱う。
8. 緩衝装置のコイルばねを取り外して行う自動車の整備又は改造は、特定整備に該当する。
9. 車から取り外されたエンジンのみの修理（オーバー・ホール又はボーリング等）を行うことは特定整備に該当する。
10. 指定整備記録簿の制動力欄の記載方法について、前軸の全車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用し、該当する車軸欄に「全車輪ロック」及びロックする直前の制動力を記入した。
11. 電子制御装置整備の全部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合、外注先の特定整備事業者は行った全部の作業を特定整備記録簿に記録したうえ、その写しを外注元の特定整備事業者に交付すれば、自動車の使用者へ交付する必要はない。
12. 指定自動車整備事業者が保安基準適合証を交付するときは、点検の結果、必要となった整備のうち、電子制御装置整備について他の自動車特定整備事業者に整備作業の一部外注した場合、依頼した作業が適切に実施されていることを作業実施書等及び当該車両を用いて確認すればよいので、スキャンツールを用いて依頼した作業内容以外の不具合の発生の有無まで確認する必要はない。
13. 共同使用の用に供される自動車の検査の設備について、その管理責任者は、当該設備の使用状況等を確実に把握し、適切な保守管理を実施する必要があるため事業場管理責任者でなければならない。
14. 電子制御装置整備のみを行う事業場の整備主任者として1年以上（1級整備士にあっては6月以上）の実務の経験を有し、適切に業務を行っていた者であって、地方運輸局長が行う教習を修了した者は、自動車検査員の要件を満たす。
15. 電子制御装置点検整備作業場と兼用している完成検査場で、電子制御装置整備に該当する電子計算機（ECU）の機能の調整を行った。
16. 自動車製作者等の作成する整備要領書等においてエーミング作業を屋外で実施することが許容されている場合には、当該事業場の敷地内に限り、電子制御装置点検整備作業場以外の場所においてエーミング作業を実施しても差し支えない。

R6.1

10. 自動車の輪荷重は、(ソ) t (牽引自動車のうち告示で定めるものの後輪にあっては、(タ) t) を超えてはならない。
11. カットオフラインとは、すれ違い状態の照射方向を調節する際に用いる光の(チ)と(ツ)を分ける線のことをいう。
12. ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする軽乗用自動車(二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。)は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素及び炭化水素の測定値は、一酸化炭素は(テ) %、炭化水素は(ト) ppm を超えないこと。ただし、原動機は2サイクルでは無いとする。

【7】 選択表

1. 0.3	2. 0.5	3. 1	4. 10
5. 11.5	6. 2	7. 3	8. 30
9. 300	10. 45	11. 5	12. 5.75
13. 500	14. 6	15. 70	16. 75
17. すれ違い用前照灯	18. チャイルドシート	19. 暗部	20. 右側面
21. 下部	22. 下面	23. 間欠式	24. 後面
25. 左側面	26. 最外縁	27. 最内縁	28. 自動式
29. 車幅灯	30. 上部	31. 側面の高さ	32. 第一種座席ベルト
33. 第三種座席ベルト	34. 第二種座席ベルト	35. 断面の高さ	36. 中央部
37. 中心	38. 明部		

【8】 ※第3章 計算問題(189ページ)を参照。

模範解答

令和6年度 第1回問題

【1】

1. アー2(公証):イー31(整備):車両法1条
2. ウー16(普通):エー30(構造):車両法3条
3. オー6(センサー):カー8(操作):キー36(記録):車両法41条2項
4. クー11(装置):ケー38(通行人):コー32(制限):車両法46条
5. サー17(検査標章):シー15(構造等変更検査):車両法66条
6. スー37(15):セー13(滅失):車両法69条1項
7. ソー20(左側):ター33(運輸監理部又は運輸支局):施行規則8条
8. チー29(被牽引自動車):施行規則8条の2 1項
9. ツー18(内側):テー23(左上部):施行規則37条の3 1項

10. トー40(点検整備記録簿):施行規則39条

【2】

1. ×(承継した日から30日以内に届け出なければならない):車両法82条2項
2. ○:車両法94条の9、指定規則11条、事業場管理責任者等の変更届の廃止
3. ×(大型自動車特定整備事業⇒軽自動車特定整備事業):車両法77条
4. ○:整備事業の取扱い 別紙3の2 2(5)
5. ×(交付をした日⇒検査をした日):車両法94条の5 6項、指定規則9条1項
6. ×(6種類⇒2種類):指定規則10条の2
7. ×(検査員は必ず年1回検査員研修を受講しなければならない):指定規則14条1項(2)
8. ×(特定整備に該当しない):施行規則3条1項6号
9. ×(特定整備に該当しない):特定整備事業の認証等の取扱方針 別紙 2

R6.1

10. ○：指定整備記録簿の記載要領 別紙 制御装置の検査に係る「検査機器等による検査」(3) (注)
11. × (自動車の使用者への交付も必要)：電子制御装置整備の構内外注と外注の取扱要領 別紙 2. (1)
12. × (作業内容以外の不具合の発生の有無の確認も必要)：電子制御装置整備の構内外注と外注の取扱要領 別添 2. ③
13. × (事業場管理責任者でなくてもよい)：整備事業の取扱い 別添3 第2 3 (1)
14. × (電子制御装置整備のみの事業場は対象外)：指定規則4条1項、施行規則62条の2の2 1項7号イ・ハ
15. ○：整備事業の取扱い 別添1 第2 4、施行規則3条8号
16. ○：整備事業の取扱い 別添1 第4
17. × (最終検査申請日は令和6年9月12日)：保適の有効期間と自賠保険の取扱い1
18. × (販売のための車の置場は含まない)：整備事業の取扱い 別紙3の2 3 (4)
19. × (有効な保安基準適合証の提出があればよい)：車両法94条の5 7項
20. × (不適合の報告を行う必要がある)：校正の取扱い2 (1)

【3】

1. アー2：施行規則57条1項6号
2. イー6：自動車点検基準7条1項
3. ウー1：指定規則12条1項
4. エー2：オー11：指定規則15条 第5号 様式備考 (1)
5. カー2：キー3：整備事業の取扱い 別紙3の2
6. クー3：ケー2：コー4：自動車部品の取扱い 記1 (2) ③

【4】

1. アー28 (運行)：イー19 (1日1回)：車両法47条の2
2. ウー26 (設備)：エー31 (管理組織)：車両法94条の2 1項

3. オー5 (不正の行為)：カー17 (解任)：車両法94条の4
4. キー35 (原動機の型式)：クー16 (検査)：ケー2 (自動車検査員)：コー14 (依頼者)：車両法94条の6
5. サー40 (料金)：シー6 (エーミング作業)：施行規則62条2の2
6. スー20 (証明)：セー8 (事実と相違)：指定規則7条
7. ソー18 (科学的)：ター1 (恒常性)：チー29 (主任技術者)：ツー36 (自動車登録番号標又は車両番号標)：整備事業の取扱い 別添3 第2、第5
8. テー9 (手)：トー13 (溶接)：自動車部品の取扱い 記1 (1)

【5】

1. アー55：審査規程1-3
2. イー30：ウー50：審査規程7-28-1 (3) ①
3. エー100：審査規程7-37-3-1 (1) ③
4. オー500：審査規程7-41-1 (5) ②
5. カー3：キー2：審査規程7-42-1-1 (4)
6. クー50：審査規程7-63-1 ④イ
7. ケー1200：コー250：審査規程7-90-3 (1) ③
8. サー1.8：審査規程7-106-9-2-1
9. シー1：スー10：セー6：ソー5：審査規程7-110-2 (3) ②

【6】

1. × (高さ3.9m⇒高さ3.8m)：審査規程7-2-1
2. ○：審査規程7-6-1 (1) ④
3. × (識別表示の照明は不要)：審査規程7-12-1-2 (1) 表1
4. × (二輪自動車は車幅灯を備えなければならない)：審査規程7-74-1
5. ○：審査規程7-45-2 (2)

1 車両法

(車両法の目的)

1. この法律は、【①】に関し、【②】についての公証等を行い、並びに【③】及び【④】その他の環境の【⑤】並びに【⑥】についての技術の向上を図り、併せて自動車の【⑦】の健全な発達に資することにより、【⑧】を増進することを目的とする。

1. ①道路運送車両
②所有権
③安全性の確保
④公害の防止
⑤保全 ⑥整備
⑦整備事業
⑧公共の福祉

(用語の定義)

2. この法律で「道路運送車両」とは、【①】、【②】及び【③】をいう。

2. ①自動車
②原動機付自転車
③軽車両

3. この法律で「自動車」とは、【①】により陸上を移動させることを目的として製作した用具で【②】若しくは架線を用いないもの又はこれにより【③】して陸上を移動させることを目的として製作した用具であって、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3. ①原動機
②軌条
③^{けん}引

(自動車の種別)

4. この法律に規定する普通自動車、小型自動車、【①】、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の【②】及び【③】並びに【④】の種類及び【⑤】又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

4. ①軽自動車
②大きさ
③構造
④原動機
⑤総排気量

(自動車の種別の内容)

5. 小型自動車の大きさは、長さ【①】m以下、幅【②】m以下、高さ【③】m以下である。

5. ①4.70
②1.70
③2.00

(新規登録の申請)

6. 貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、【①】が1t以下であり、かつ、当該小型自動車に係る登録識別情報等通知書の車体の形状の欄に「【②】」又は「三輪【②】」と記載されているものは新規登録の際、有効な保安基準適合証の提出をもって、法第7条に規定する国土交通大臣に対する自動車の提示を省略することができる。

6. ①最大積載量
②バン

(自動車登録番号標の封印)

7. 封印の取りつけは、自動車の【①】に取りつけた自動車登録番号標の【②】の取りつけ箇所に行うものとする

7. ①後面
②左側

8. 封印には、【①】の表示をしなければならない。

8. ①運輸監理部又は運輸支局

(自動車登録番号標の表示)

9. 自動車は、第11条第1項の規定により国土交通大臣又は第25条の自動車登録番号標交付代行者から交付を受けた自動車登録番号標を国土交通省令で定める位置に、かつ、【①】しないことその他当該自動車登録番号標に記載された自動車【②】の識別に【③】が生じないものとして国土交通省令で定める方法により表示しなければ、【④】の用に供してはならない。

10. 法第19条の国土交通省令で定める位置は、自動車の前面及び後面であって、自動車登録番号標に記載された自動車【①】の【②】に支障が生じないものとして【③】で定める位置とする。ただし、三輪自動車、【④】又は国土交通大臣の指定する【⑤】にあつては、前面の自動車登録番号標を省略することができる。

(打刻の塗まつ等の禁止)

11. 何人も、自動車の【①】又は【②】の打刻を【③】し、その他【①】又は【②】の【④】を困難にするような行為をしてはならない。但し、【⑤】のため特に必要な場合その他やむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けたとき、又は次条の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

(保安基準)

12. 自動車は、その構造が、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の【①】に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- (1) 長さ、幅及び高さ
- (2) 【②】
- (3) 車両総重量（車両重量、最大積載量及び55kgに乗車定員を乗じて得た重量の総和をいう。）
- (4) 車輪にかかる荷重
- (5) 車輪にかかる荷重の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいう。）に対する割合
- (6) 車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
- (7) 【③】
- (8) 【④】
- (9) 接地部及び接地圧

13. 「自動運行装置」とは、プログラムにより【①】に自動車を運行させるために必要な、自動車の運行時の状態及び【②】の状況を検知するための【③】並びに当該【③】から送信された情報を処理するための電子計算機及びプログラムを主たる構成要素とする装置であつて、当該装置ごとに国土交通大臣が付する条件で使用される場合において、自動車を運行する者の操縦に係る認知、予測、判断及び【④】に係る能力の全部を代替する機能を有し、かつ、当該機能の作動状態の確認に必要な情報を【⑤】するための装置を備えるものをいう。

9. ①被覆
②登録番号
③支障
④運行

10. ①登録番号
②識別
③告示
④被牽引自動車
⑤大型特殊自動車

11. ①車台番号
②原動機の型式
③塗まつ
④識別
⑤整備

12. ①技術基準
②最低地上高
③最大安定傾斜角度
④最小回転半径

13. ①自動的
②周囲
③センサー
④操作
⑤記録

(点検及び整備の義務)

14. 自動車の使用者は、自動車の【①】をし、及び必要に応じ【②】をすることにより、当該自動車を【③】に適合するように【④】しなければならない。

14. ①点検
②整備
③保安基準
④維持

(日常点検整備)

15. 自動車の使用者は、自動車の【①】、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、【②】等により自動車を点検しなければならない。

15. ①走行距離
②目視

16. 次条第1項第1号及び第2号に掲げる自動車の使用者又はこれらの自動車を【①】する者は、前項の規定にかかわらず、【②】、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。

16. ①運行
②1日1回

(定期点検整備)

17. 次に掲げる自動車の点検期間は、それぞれ【 】内の期間とする。

17. ①3 (月)
②6 (月)
③1 (年)

自動車の種類		定期点検の基準 と点検の間隔
①自動車運送事業用（貨物軽自動車運送事業を除く）の自動車	被牽引自動車を除く	別表第3 （【①】月ごと）
②乗車定員11人以上の自家用バス ③車両総重量8t以上の自家用自動車 ④貨物運送用の普通・小型自動車のレンタカー ⑤幼児専用車及び特種用途の普通・小型自動車のレンタカー	被牽引自動車に限る	別表第4 （【①】月ごと）
①車両総重量8t未満の貨物運送用の自家用普通・小型自動車 ②乗車定員10人以下の幼児運送専用の自家用普通・小型自動車 ③車両総重量8t未満の特種用途の自家用普通・小型自動車 ④車両総重量8t未満の自家用大型特殊自動車 ⑤乗車定員10人以下の乗用の普通・小型・検査対象軽自動車のレンタカー ⑥貨物運送用の検査対象軽自動車のレンタカー		別表第5 （【②】月ごと）
①二輪自動車のレンタカー		別表第5の2 （【②】月ごと）
①自家用乗用自動車 ②貨物運送用の自家用検査対象軽自動車 ③特種用途の自家用検査対象軽自動車 ④貨物軽自動車運送事業用検査対象軽自動車		別表第6 （【③】年ごと）
①小型二輪自動車 ②軽二輪自動車		別表第7 （【③】年ごと）

(指定整備事業者の変更届)

81. 指定自動車整備事業者は、自動車検査用機械器具の名称、【①】又は数について変更が生じたときは、その事由が生じた日から【②】以内に、地方運輸局長に届け出なければならない。

81. ①型式
② 30日

(不正改造等の禁止)

82. 何人も、有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は使用の届出を行っている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の【①】、装置の【②】又は【③】その他これらに類する行為であって、当該自動車が【④】に適合しないこととなるものを行ってはならない。

82. ①改造
②取付け
③取り外し
④保安基準

2 保安基準

(用語の定義)

1. 「【①】貨物自動車等」とは、車両総重量が【②】t以上又は最大積載量が【③】t以上の普通自動車(セミトレーラを牽引する牽引自動車、乗車定員11人以上の自動車及びその形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車を除く)をいう。

1. ①大型
②8
③5

2. 「積車状態」とは、空車状態の道路運送車両に乗車定員の人員が乗車し、【①】の物品が積載された状態をいう。この場合において【②】1人の重量は【③】kgとし、座席定員の人員は定位置に、立席定員の人員は立席に均等に乗車し、物品は物品積載装置に均等に積載したものとする。

2. ①最大積載量
②乗車定員
③55

(不適切な補修等)

3. 灯火器の破損が【①】、ロープ類又は針金類により補修されているもの、また、灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付した【②】等がカラーマジック、スプレー等で【③】されているものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

3. ①粘着テープ類
②フィルム
③着色

4. 最大積載量の表示が【①】又は【②】類(表示を目的として製作されたステッカーを除く)に記入されているものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

4. ①貼り付けられた紙
②粘着テープ

(長さ、幅及び高さ)

5. 自動車は、長さ(セミトレーラにあっては連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離)【①】m(セミトレーラのうち告示で定めるものにあっては、【②】m)、幅【③】m、高さ【④】mを超えてはならない。

5. ①12
②13
③2.5
④3.8

(最低地上高)

6. 自動車の地上高(全面)は、【①】cm以上であること。

6. ①9

(車両総重量・軸重・輪荷重)

7. 自動車の車両総重量は、次表に掲げる重量を超えてはならない。

自動車の種別	最遠軸距 (m)	車両総重量 (t)
(1) セミトレーラ 以外の自動車	5.5 未満	【①】
	5.5 以上 7 未満	【②】 (長さが【③】m 未満の自動車に あっては、【①】)
	7 以上	【④】 (長さが【③】m 未満の自動車に あっては【①】、長さが【③】m 以上 【⑤】m 未満の自動車にあっては【②】)
(2) セミトレーラ ((3) に掲げる ものを除く)	5 未満	【⑥】
	5 以上 7 未満	【⑦】
	7 以上 8 未満	【⑧】
	8 以上 9.5 未満	【⑨】
(3) セミトレーラ のうち 7-4-2 で定めるもの	9.5 以上	【⑩】
	—	【⑪】

8. 自動車の軸重は、【①】t (牽引自動車のうち 7-5-2 で定めるものの後軸にあっては、【②】t) を超えてはならない。

9. 自動車の輪荷重は、【①】t (牽引自動車のうち 7-5-2 で定めるものの後輪にあっては、【②】t) を超えてはならない。

(安定性)

10. 自動車は、空車状態及び積車状態におけるかじ取車輪の接地部にかかる荷重の総和が、それぞれ車両重量及び車両総重量の【①】% (三輪自動車にあっては 18%) 以上であること。

11. 自動車は、空車状態において、自動車 (二輪自動車及び被牽引自動車を除く) を左側及び右側に、それぞれ【①】° (側車付二輪自動車にあっては 25°、最高速度 20km/h 未満の自動車、車両総重量が車両重量の【②】倍以下の自動車又は積車状態における車両の重心の高さが空車状態における車両の重心の高さ以下の自動車にあっては【③】°) まで傾けた場合に転覆しないこと。

(最小回転半径)

12. 自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて【①】m 以下でなければならない。

(速度抑制装置)

13. 貨物の運送の用に供する普通自動車 (最高速度が【①】km/h 以下の自動車、緊急自動車及び被牽引自動車を除く) であって、車両総重量が【②】t 以上又は最大積載量が【③】t 以上のものの原動機は、速度抑制装置を備えなければならない。

7. ① 20
② 22
③ 9
④ 25
⑤ 11
⑥ 20
⑦ 22
⑧ 24
⑨ 26
⑩ 28
⑪ 36

8. ① 10
② 11.5
9. ① 5
② 5.75

10. ① 20
11. ① 35
② 1.2
③ 30

12. ① 12

13. ① 90
② 8
③ 5

(走行装置)

14. 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く）、二輪自動車、側車付二輪自動車又は車両総重量【①】t以下であり、かつ、最大積載量が【②】kg以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く）に装着されている場合、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWL マークが鋳出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは堅ろうであるものとする。
14. ① 3.5
② 500

(かじ取装置)

15. かじ取装置は、運転者が定位置において容易に、かつ、確実に操作できるものであること。この場合において、パワ・ステアリングを装着していない自動車（最高速度が20km/h未満の自動車を除く）であって、かじ取車輪の輪荷重の総和が【①】kg以上であるものはこの基準に適合しないものとする。
15. ① 4,700

(緩衝装置)

16. 自動車には、ばねその他の緩衝装置を備えなければならない。ただし、車両総重量【①】t未満の【②】にあつては、これを省略することができる。
16. ① 2
② 被牽引自動車

(車枠及び車体)

17. 自動車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方【①】°及び後方【②】°に交わる2平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・ステップ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないこと。この場合において、専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員10人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く）であって、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方【①】°及び後方【②】°に交わる2平面によりはさまれる範囲の最外側がタイヤとなる部分については、外側方向への突出量が【③】mm未満の場合には「外側方向に突出していないもの」とみなす。
17. ① 30°
② 50°
③ 10

18. 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量【①】t以下の自動車に備えるエア・スポイラ（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるもの並びに自動車の最前部の車軸と最後部の車軸との間における下面及び側面の部分に備えるものを除く）は、側方への翼状のオーバー・ハング部を有していないものであること。ただし、次に掲げるいずれかの場合にあつては、この限りでない。
18. ① 2.8
② 20
③ 165

(1) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端の部分と車体のすき間が【②】mmを超えない場合

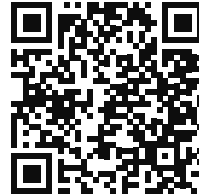
(2) 側方への翼状のオーバー・ハング部の側端が当該自動車の最外側から【③】mm以上内側にある場合

書籍の訂正について

本書の記載内容について正誤が発生した場合は、弊社ホームページに正誤情報を掲載しています。

株式会社公論出版 ホームページ
書籍サポート/訂正

URL : https://kouronpub.com/book_correction.html



本書籍に関するお問い合わせ



メール

お問合せフォーム



FAX



03-3837-5740

必要事項

- ・お客様の氏名とフリガナ
- ・FAX 番号（FAX の場合のみ）
- ・書籍名 ・該当ページ数 ・問合せ内容

※お問い合わせは、本書の内容に限ります。また、回答までにお時間をいただく場合がございます。
ご了承ください。

令和7年版 四国運輸局施行 自動車検査員教習試験 問題と解説

- 発行所 株式会社 公論出版
〒110-0005 東京都台東区上野 3-1-8
TEL 03-3837-5731
- 発行日 令和7年6月
- 定 価 3,300 円（税込）